

チャレンジ発注推進事業募集のご案内

福井県では、新しい事業分野を開拓しようとするベンチャー企業や経営革新を目指す中小企業者等が開発した新商品や新役務を認定し、その中から県の各機関が必要とするものを随意契約により購入し、信用力を高めることで、企業の販路開拓を支援しています。

現在、認定を希望する事業者を募集していますので、ぜひチャレンジしてください。

○対象となる方

県内に主たる事務所を有する中小企業者、県内で新たに法人を設立しようとする者、企業組合・協業組合・事業協同組合・商工組合・NPO等の個人または法人で、新商品の生産や新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする方

○対象となる新商品や新役務

以下の新規性と有用性の要件の両方に該当するものです。

新規性（以下のいずれかに該当するものです。）

- ・ これまでに企業化されている商品や役務とは別のものであること。
- ・ これまでに企業化されている商品や役務と同一のものであっても、著しく異なる使用価値があり、実質的に別の商品や役務に属するもの。

※企業化＝研究開発段階を終えて、製造や販売を開始すること。

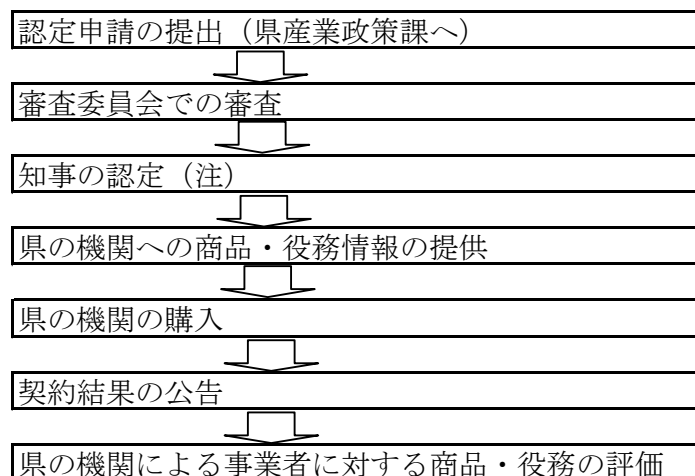
有用性

- ・ 事業活動に係る技術の高度化、経営の効率化または住民生活の利便性の向上に寄与するもの。

認定期間

- ・ 認定の日から3年。
- ・ 商品は当該事業による「認定」を、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に規定する政策的随意契約として、福井県財務規則第165条第2項に定める手続によって購入することが可能となります。（ただし、役務については従来どおり特命随意契約によって購入する手続が必要で、「認定」だけが随意契約の理由にはなりません。）

◆手続き等のフロー



（注）認定自体が新商品や新役務の購入を担保するものではありません。

○申請受付

受付期間：平成23年6月10日（金）～平成23年7月11日（月）（郵送の場合、当日消印有効）

○申請方法

所定の申請書に必要書類を添付の上、福井県産業政策課に提出（後日ヒアリング審査あり）

提出書類

認定申請書、実施計画、定款の写し（法人に限る）、決算書、その他商品や役務に関する資料

○審査

プレゼンテーション審査会を7月下旬に開催する予定です。（日程等は申請事業者の方に別途お知らせします。）

「新商品や新役務の新規性、有用性、市場性、経済性、事業者の実施の確実性、県の機関が購入することによる波及効果、県の機関での活用（過去に県の機関で購入実績がなく、現実的に活用することが可能であるもの。）」の観点から審査します。

○実績

- ・昨年度県および市町への納入実績：6社17件、26,993千円（政策的随意契約以外の実績も含む）
（なお、これはチャレンジ発注認定企業の実績を保証するものではありません。）

○その他

- ・当制度の認定事業者は、商工中金の「福井チャレンジ発注推進事業活性化ローン」の利用が可能になります。
- ・県としては、県庁内外に向けて様々な手段（ホームページ掲載、紹介冊子の発行、全国ネットワークの活用等）により、認定事業者の商品等のPRに努めていきます。

[お問い合わせ先・申請先]

福井県産業労働部産業政策課新事業支援グループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL. 0776-20-0366 FAX. 0776-20-0645

E-mail sansei@pref.fukui.lg.jp

URL <http://www.pref.fukui.jp/doc/sansei/>

※ホームページから実施要綱、申請書等のダウンロードができます。